

第23回汚職防止刑事司法支援研修（オンライン実施）
「高度情報化・国際化社会における汚職の新たな脅威とその対処」

1 日程及び参加者

- 令和3年9月22日（水）から同年10月18日（月）まで
- 海外参加者19か国27名

2 研修の課題及び実施方法

本研修の主要課題は、高度情報化・国際化社会における汚職を効果的に発見・摘発し、捜査、訴追、処罰するための方策であり、特に、①電子的証拠の発見・保全・収集・分析・活用、②効果的な端緒の把握と証人・内部通報者の保護及び③国際協力の3点の方策について集中的に議論しました。

また、新型コロナウイルス感染拡大状況に鑑み、本研修は、当所の実施する国際研修として初めて、全面的なオンライン形式により行いました。研修参加各国の時差に配慮し、各2時間のセッションを1日に2回実施したほか、研修参加者と教官がいつでも質問応答や議論ができるオンライン上の質問箱やチャットルームを配置したり、研修参加者がいつでも入れるバーチャル会議室を設定したりし、来日研修と遜色のない交流が図れるよう配慮しました。

3 研修の内容

(1) 講義

ア 実施形式

講義は、研修参加者が仕事や家庭生活等と調整を図りやすいよう、原則として事前収録した上でオンデマンド配信して視聴させた上、質問をオンライン提出させ、ライブセッションにおいて講師との質疑応答や討議を行うことで、研修参加者の便宜と双方向性との両立を図りました。

イ 講師及び講義内容

本研修では、まず、教官による、日本の刑事司法制度に関する録画講義をオンデマンド視聴させたほか、ライブ形式にて、国連腐敗防止条約の概要、日本における汚職防止法制及び国際協力の課題に関する講義を行い、引き続き質疑応答を行いました。

そのほか、下記の外部講師を招き、本研修の主要課題に関する国内外の知見共有を図りました。

(ア) トーマス・シャラ・ドハティ氏（米国司法省，中央・東・南ヨーロッパ地区 国際サイバーハッキング・知的財産部門法律顧問）

「汚職事件の捜査・訴追におけるデジタル証拠の効果的活用」

- (イ) ラム・ソー キン氏(シンガポール汚職捜査局 捜査部副部長)
「様々な端緒による汚職発見のための効果的方策と実務的課題」
- (ウ) ロビン・リー氏(シンガポール汚職捜査局 捜査部副部長 デジタル
技術室長)
「シンガポールにおける効果的な通報促進策」
- (エ) 蜂谷憲一氏(警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課 課長補佐)
「日本におけるサイバー犯罪捜査実務」

(2) グループワーク

時差帯に応じて2つに分けたグループを更に2つに班分けし、合計4グループによるグループワークセッションを行いました。

ア 個人発表

各グループ内で、研修参加者による各国の実務や課題に関する個人発表を行いました。異なるグループでの個人発表も参照できるように、全ての個人発表をテーマ別にオンライン上にアップロードし、セッション外に視聴できるようにしました。

イ 討議

上記2の主要課題である①電子的証拠の発見・保全・収集・分析・活用、②効果的な端緒の把握と証人・内部通報者の保護及び③国際協力の3点につき、各グループにおいて、研修参加者の課題を中心に討議が行われました。

まず、内部通報者及び証人保護については、通報促進策としての匿名通報制度、善意の通報についての民事・刑事責任の免除、個人特定情報の秘匿等の伝統的方策のほか、オンラインでの通報システムや、スマートフォンのアプリケーションソフトの活用といったベストプラクティスが共有されました。証人保護に関しては、氏名の秘匿やビデオリンク等の法廷内での対策のほか、政府の支援による転居や氏名の変更といった法定外での保護法制が各国から紹介され、共犯者からの協力を得るための各種法制度や、敵性証人の証言確保といった論点についても議論されました。これらの証人・内部通報者については、人員の確保のみならず、その専門性の観点からも、専門部署の設置が有用であると指摘され、さらに、外部講師により紹介された低年齢からの汚職防止教育にも多くの賛同が集まりました。

また、端緒の効果的活用に関しては、FIU情報の有用性につき更に刑事司法関係者の認識を深める必要性が指摘されたほか、FIU情報を元に捜査共助要請を行い、複数の国からの協力を得て汚職摘発に成功した事例の共

有がなされました。そのほか、汚職発見の端緒としての日本のリニエンシー制度や、関係機関の連携の重要性についても議論されました。

電子証拠関係では、その効果的収集・分析方法、法廷での顕出方法及び国際協力について議論されました。電子証拠の収集・分析に関する課題として、削除されたデータの復元、押収されたデバイスのパスワード解除、海外にあるサーバに保存されたデータの収集方法に加え、関連法制の未整備、専門的知見・機器の欠如・不足等が課題として挙げられました。これらに対する方策としては、国際協力による迅速な保全の連絡、地域間での専門家・機器の融通等のほか、デジタル関連法制の整備、捜査官の能力構築、専門家の育成についても議論されました。

また、電子証拠の公判段階での活用に関しては、いわゆる証拠の「保管の連鎖」(Chain of Custody)の確保につき、押収物の番号による管理、保管状況の適切な証拠化や、捜査官・専門家の証言の活用等のベストプラクティスが共有されたほか、海外にあるサーバに保存されたデータ収集とその証拠能力に関する日本の判例も紹介されました。

国際協力に関しては、一般的な課題として、共助要請に対する回答の遅れや手続の煩雑さのほか、電子証拠関連ではいわゆるブダペスト条約の有用性の一方で加盟国が少ない等の課題が挙げられました。その対策としてインフォーマルな情報共有の重要性等について指摘されたほか、法執行機関間の連携により、デジタル関連証拠の収集・解析を他国と共同で実施する実務例も共有されました

(3) アクションプラン

上記の講義、個人発表及び討議に基づいて、各研修参加者の自国における課題への対応策をまとめ、各人が実行すべきアクションプランを最後に発表し、研修の総括としました。

研修参加者からは、是非来日して対面研修に参加し、インフォーマルな場面でも互いの経験を共有する時間がもっとあればなお良かったとの声があった一方、オンラインで様々な知識を得ることができ有益だったという感謝の声が多く寄せられ、初のオンライン研修は盛況の内に幕を閉じました。